

公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年2月2日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	永田一伸
久留米市監査委員	秋永峰子

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況
 外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
46	都市建設部	公園緑化推進課 河川課	第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1)指摘事項 ②筑後川公園関連用地について 都市計画道路東櫛原小森野線に接するが、道路と土地の間には数メートルの段差があり利用は困難な状況である。さらに、周囲を田に囲まれており、取付道路が確保できていない。地図からもわかる通り、土地が飛び地となっており久留米市及び久留米市土地開発公社の土地と一体として公園として利用するにはさらなる買い増しが必要となる。このような状況になることは道路建設計画時点で予測できたと思われる。 取得から20 年超、放置されているが、久留米市側は当該土地の利用及び買い戻しの方針、期限が明確でない。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買い戻しの期限を明確にするべきである。	指摘	公園整備の方針について検討した結果、近隣に公園が整備されていることで、公園機能は充足し整備の必要性は無いことからR2年度には都市計画公園区域からの除外を行っております。R6年度に、浸水対策施設用地として買戻しを実施しており、長期公社保有地は解消しております。
47	都市建設部	広域事業調整課	第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1)指摘事項 ③都市計画道路東町豆津線関連代替地 ア. 当該土地は代替地としての所有を開始したが、既に道路は完成し代替地としての利用は必要ない状況である。久留米市側は早期に土地利用方針を明らかにし、買い戻しの期限を明確にするべきである。	指摘	当該土地の一部(541-5番地)に関しては、令和3年3月19日付で事業用地の必要性が無いものとして、土地開発公社へ当該用地の処分の依頼を行っており、令和4年11月15日に売却が完了しております。 残りの土地(543-2番地、543-3番地)に関しては、現在、他部局が所管する施設利用者駐車場として利用し、併せて除草等の管理をしております。
47	都市建設部	広域事業調整課	第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (1)指摘事項 ③都市計画道路東町豆津線関連代替地 イ. 久留米市においては、全庁的に当該土地の活用方法等を検討するべきである。	指摘	当該土地の一部(541-5番地)に関しては、令和3年3月19日付で事業用地の必要性が無いものとして、土地開発公社へ当該用地の処分の依頼を行っており、令和4年11月15日に売却が完了しております。 残りの土地(543-2番地、543-3番地)に関しては、現在、他部局が所管する施設利用者駐車場として利用し、併せて除草等の管理をしております。
47	総合政策部	総合政策課	第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ③職員について 久留米市土地開発公社の業務量(取得面積、取得金額)については大幅に減少している。公有土地の取得金額を例にとってみると、六ツ門地区の土地の取得があった平成13年度は約40 億円であったが平成26年度は2 億3 千万円と約95%減少している。 一方で、同年の所属人数は、平成13年度は27人、平成26 年度は24 人と3 人減(11%減)にとどまる状況である。取得金額や取得面積のみでは業務量を計ることはできないかもしれないが、より適正な人員配置を検討し、行政サービスの効率性を高める必要があると考える。	意見	公共事業は政策的に変動があるため、時期により増減があるものの、業務量は取得金額や面積に必ずしも比例するものではありません。また、業務に応じて適正な人事配置を図るよう努めております。

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況
 外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
47	総務部	人事厚生課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>③職員について</p> <p>久留米市土地開発公社の業務量(取得面積、取得金額)については大幅に減少している。公有土地の取得金額を例にとってみると、六ツ門地区の土地の取得があった平成13年度は約40億円であったが平成26年度は2億3千万円と約95%減少している。</p> <p>一方で、同年の所属人数は、平成13年度は27人、平成26年度は24人と3人減(11%減)にとどまる状況である。取得金額や取得面積のみでは業務量を計ることはできないかもしれないが、より適正な人員配置を検討し、行政サービスの効率性を高める必要があると考える。</p>	意見	<p>ご指摘を十分に踏まえ、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう、今後とも適正な人員と効率的な業務執行に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
48	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>④人件費について</p> <p>久留米市及び久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費については3者で按分精算を行っているが、事務の効率化の観点からも、按分による精算をしなくて良い方策を検討すべきである。</p>	意見	<p>職員が2つの組織を併任している現行の体制においては、毎年異なる業務割合を見通すことができないため、現時点では、それぞれの会計年度末時点において、各職員における各組織での業務量に応じて人件費を按分清算せざるを得ない状況です。</p>
48	総務部	人事厚生課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>④人件費について</p> <p>久留米市及び久留米市土地開発公社、(一財)久留米市開発公社を併任する職員の人件費については3者で按分精算を行っているが、事務の効率化の観点からも、按分による精算をしなくて良い方策を検討すべきである。</p>	意見	<p>久留米市土地開発公社及び(一財)久留米市開発公社に対しては、事務事業の円滑な遂行と職員の効率的な配置の観点から「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、市職員を派遣しているところです。派遣職員のうち、市の都市建設部用地課との併任職員については、双方の業務に携わっていることから、業務量に応じた適正な費用負担を行う必要があります。そこで、併任している職員の給与等については、事務の効率化のため一旦市が全額支給し、年度末に精算する方法を取っているところです。</p>
48	総合政策部	総合政策課	<p>第5章 各外郭団体別 各論</p> <p>1.久留米市土地開発公社</p> <p>2 監査の結果</p> <p>(2)意見</p> <p>⑤併任の状況について</p> <p>第三セクターは独自に職員を採用することで、地方公共団体の人事異動に影響されずにより効果的に事業継続ができるというメリットがある。しかし、久留米市土地開発公社にはプロパー職員はおらず、(一財)久留米市開発公社で採用された職員1名が久留米市土地開発公社への併任により両公社の業務を遂行している。</p> <p>両公社の職員の大半は久留米市の人事異動で配置された市職員であるため、業務上のノウハウ等は運用基準や業務基準などによって伝承が図られている。</p> <p>今後も事業を継続するのであれば、より一層の運用基準や業務基準の策定を行うべきである。</p>	意見	<p>会計基準の見直しや業務手順のマニュアル化など、適宜、規程や基準の見直し等を行っております。</p> <p>今後も必要に応じて例規等の見直し等を行ってまいります。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
49	総合政策部		第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑦公有地取得事業について 公有地取得事業は、最盛期であった平成初頭に比べ大幅に減少している状況である。 公有地取得事業の増減は久留米市からの先行取得の依頼次第ではあるが、公共工事の減少傾向が平成27年度以降も継続することは容易に予測できる。 公有地取得事業は久留米市本体で実施していた事業を、高度成長期以降の土地の高騰局面で土地の先買いによる経済的メリットを享受するために始まったが、今では、あらかじめ土地を確保した上で国庫補助金を申請することで、国庫から効果的・効率的な歳入を図っている。国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保へ舵を切るべき時期なのかもしれない。	意見	国・県交付金は事業推進のための制度であり、積極的な活用は事業推進のために必要です。 公有地の取得については、社会環境や公社の役割の変化を踏まえ、両公社のあり方と併せて検討してまいります。
49	都市建設部		第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑦公有地取得事業について 公有地取得事業は、最盛期であった平成初頭に比べ大幅に減少している状況である。 公有地取得事業の増減は久留米市からの先行取得の依頼次第ではあるが、公共工事の減少傾向が平成27年度以降も継続することは容易に予測できる。 公有地取得事業は久留米市本体で実施していた事業を、高度成長期以降の土地の高騰局面で土地の先買いによる経済的メリットを享受するために始まったが、今では、あらかじめ土地を確保した上で国庫補助金を申請することで、国庫から効果的・効率的な歳入を図っている。国庫補助金に頼らず事業推進を図る財源の確保へ舵を切るべき時期なのかもしれない。	意見	国・県交付金などの積極的な活用は、歳入財源確保のために全庁挙げて取り組みを進めております。そのような中で、土地開発公社による公有地取得事業は、効果的・効率的に財源を確保する有効な手段であることから、公共工事の減少は見込まれるものの、引き続き積極的に活用してまいります。
49	総合政策部	総合政策課	第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑧土地の先行取得について 土地開発公社のメイン事業である土地の先行取得については、土地の市場価格が継続的に下落している現在の状況では、価格面では効果がない状況であるため、検討すべきであると思われる。	意見	土地開発公社による先行取得については、価格が高騰する前に用地を取得する価格面での効果は逡減しているもの、機動的な用地取得の実施などのメリットもあって考えております。今後、社会環境や公社の役割の変化を踏まえ、両公社のあり方と併せて検討してまいります。
49	都市建設部	都市建設部	第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑧土地の先行取得について 土地開発公社のメイン事業である土地の先行取得については、土地の市場価格が継続的に下落している現在の状況では、価格面では効果がない状況であるため、検討すべきであると思われる。	意見	土地開発公社による先行取得については、価格が高騰する前に用地を取得する価格面での効果は逡減しているものの、機動的な用地取得の実施や公払法活用による地権者への減税効果などのメリットもあってから、引き続き有効に活用してまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
49	都市建設部	道路整備課	第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑨都市計画道路合川町津福今町線関連用地について 土地取得からの経過年数が34年と非常に長く、土地簿価のうち約77%の82,124千円が利息累計となっている状況で当初の取得費用よりも利息累計の方が多額となっている状況である。出来るだけ早く周辺用地の取得を行い、事業化を進めることが望まれる。	意見	現在、令和6年度買戻し完了に向け、年度ごとに順次買戻しを行っています。 【措置方針を決定】
49	総合政策部		第5章 各外郭団体別 各論 1.久留米市土地開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑩土地開発基金等について 久留米市が大規模な土地を直接購入するための制度として、土地開発基金約29億円が存在するが、平成22年度以降、土地取得のための基金活用は行われていない。久留米市は、大規模な土地を取得する制度として土地開発基金に加え、久留米市土地開発公社を設立している。これらの制度を個々に検討するのではなく、土地を取得する際のそれぞれの利便性を検討した上で、(一財)久留米市開発公社、久留米市土地開発公社及び土地開発基金のあり方を総合的に判断すべきものと考ええる。	意見	今後、両公社のあり方の検討を行うなかで、公共用地の取得に関する基金のあり方についても併せて整理してまいります。
63	総務部	財産管理課	第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ①土地等の貸与について 久留米市は、市民会館事務所、公社会館底地について、無償で(一財)久留米市開発公社へ貸与しているが、久留米市は適正な賃料を収受すべきである。	意見	久留米市行政財産使用料条例第4条及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条において、他の地方公共団体 その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用 又は公益事業の用に供するときに無償又は時価よりも低い価額 で使用または貸し付けることができると定めています。また、減 免基準において、利用目的が本市の施策と密接に関連しており、 公共性・公益性も高く、財政的な支援を要するなどの場合、 全額を免除することが適当としています。 一般財団法人久留米市開発公社は久留米市と一体となって 久留米市の開発のため必要 な事業を行うことを目的した組織 で、公共的団体と位置付けられます。 なお、久留米市民会館の解体に伴い市民会館事務所はなくなり、 現在は(一財)久留米市開発公社、久留米市土地開発公社、 久留米市都市建設部用地課の3者で民間ビルに入居し、賃料 をはじめとする維持管理経費を按分して負担している状況です。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
63	総合政策部	総合政策課	第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ③人件費について 役職員の併任の状況については、久留米市土地開発公社で記載した事項と同様に、事務の効率化の観点からも、按分による精算を行わなくてよい方策を検討すべきである。	意見	職員が2つの組織を併任している現行の体制においては、毎年異なる業務割合を見通すことができないため、現時点では、それぞれの会計年度末時点において、各職員における各組織での業務量に応じて人件費を按分清算せざるを得ない状況です。
64	総合政策部	総合政策課	第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑤事業残地について イ. 櫛の里駅用地(1,113 m ²)については、駅設置のために寄付を行う公共用地として保有をしているため簿価をゼロとしているが、当該用地は適度な広さを確保しており、利用価値のある土地である。 今後も駅設置の計画が進まないのであれば、売却等を検討すべきと考えられる。	意見	久大本線活性化促進協議会において、要望活動を続けてきましたが、採算性などの課題があり、現時点での整備は難しい状況です。 また、平成24年度にスパリゾートホテル久留米が閉館するなど、予定地周辺の状況も変わっており、採算性の確保がより困難な状況となっております。このようなことを踏まえ、櫛の里駅の設置可能性について精査を行ってまいります。
65	総合政策部	総合政策課	第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑨駐車場の管理運営について 久留米市では小頭町公園駐車場、東町公園駐車場その他の駐車場を管理運営しているため、(一財)久留米市開発公社はJR荒木駅前駐車場を市へ引継ぎ、管理運営を一元化した方が効率的と思われる。	意見	現在も当該事業は健全財政を支える重要な収益源であることに変わりはなく、市全体の駐車場に関する方針等を見据え対応を検討してまいります。
65	都市建設部	交通政策課	第5章 各外郭団体別 各論 2.一般財団法人 久留米市開発公社 2 監査の結果 (2)意見 ⑨駐車場の管理運営について 久留米市では小頭町公園駐車場、東町公園駐車場その他の駐車場を管理運営しているため、(一財)久留米市開発公社はJR荒木駅前駐車場を市へ引継ぎ、管理運営を一元化した方が効率的と思われる。	意見	現時点において、開発公社から左記駐車場の引継ぎに関する申入れはあっておりませんが、申入れがあった場合には、左記駐車場が久留米市市営駐車場条例に適するものであるか、久留米市市営駐車場事業特別会計の収支において悪影響がないか、また事務量などを把握、分析した上で判断することになると考えております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
77	健康福祉部	総務医薬課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ①職員の市への派遣について 【意見1】 上記(2)①イで述べたとおり、同財団からは、久留米市に対し、主たる目的を研修目的として保健師職員を派遣している。 しかし、かかる派遣の必要性・合理性には疑問が残る。 同財団の運営は、主として久留米市からの業務委託等によって維持されているため、後記⑤で述べるとおり、同財団に業務委託等する有用性が認められなければならない。 その判断要素の1つに、同財団の人的能力があるはずであり、仮に、同財団の職員を久留米市において研修等させる必要があるというのであれば、同財団をして業務委託等を行わせる理由が希薄になってしまう。 この点、同財団に対するヒアリング結果によると、職員の市への派遣は、同財団へ業務委託を行う人的能力の観点のみではなく、同財団と市との継続的な人材交流や人材育成の観点から非常に有益であるとのことであった。そうであれば、他の団体ではなく、当該財団が市との人材交流・人材育成を相互に行っていくべき存在であるのかの根拠について、より明確な説明が求められる。 したがって、同財団から久留米市に対する人材の派遣については、その目的を整理し、その必要性・合理性についてより積極的かつ明確な説明がなされることが望まれる。</p>	意見	<p>同財団から久留米市に対する人材の派遣については、令和2年度を最後に行っておりません。なお、同財団における保健師職員は令和3年度以降配置されておらず、当面見込がないため、今後の人材の派遣は予定しておりません。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
77	健康福祉部	総務医薬課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ②指定管理業務について 【意見2】 指定管理者制度は、本来、指定管理者の経営努力により管理者の収益増加に繋がるとともに、それが次年度以降の指定管理料の減縮につながり、市財政の経費減縮が実現されるものである。</p> <p>しかし、同財団は、指定管理事業の中核である生涯学習推進事業を公益目的事業として行っているため、収支相償の原則により(公益認定法第5条第6号等)、その収入がその費用を超えないことが求められている。端的にいえば、指定管理事業において同財団は、「収益をあげすぎないようにしなければならない」ということである。</p> <p>この点、収支相償の原則といえども、単年度で必ず収支が均衡することまで求められるのではなく、中長期で収支が均衡すればよいため、全く収益をあげてはならないわけではない。実際、同財団においても、得られた収益は、翌年度等に講座や講演会等の社会貢献事業や施設の修繕などにより市民への還元事業を行っており、その意味で市財政の経費減縮に一定の貢献はしているといえる。しかし、やはり、純粋に利益を追求できないことから、指定管理料の減縮・市財政の経費減縮の観点では、その効果は限定的とならざるを得ない。</p> <p>以上のことから、久留米市においては、指定管理者を公益法人に指定する意義を、同財団においては、指定管理事業を公益目的事業とすることの意義(同事業の収益事業比率は26%程度であるから、収益事業として行うことも十分検討に値する。)を、十分に議論し検討していくことが望まれる。</p>	意見	<p>えーるピア久留米は、市民に生涯学習の場と機会を提供し、市民の生涯学習を支援するという「生涯学習推進施策の中核となる公の施設」であり、その指定管理者には、一定の公益性を維持して事業を実施することが求められています。</p> <p>また、近年の市の財政状況から、指定管理に係る予算は縮減される傾向にある。また、純粋な収益を目的とする民間企業は、収益性が見込めない施設には参入を見合わせるケースもあると考えられます。</p> <p>これらのことから、公益性が求められ民間事業者が参入しにくい施設の指定管理の受け皿として、公益財団法人である生きがい健康づくり財団が担うことは、施設の安定的な運営を通して市民の利益に繋がるものと認識しています。</p> <p>加えて、黒字がある場合の市民への還元事業の実施や施設の修繕費の負担などを行っている点からも、効果的な事業実施や経費削減に寄与しているものと考えられます。</p> <p>なお、指摘の点については、指定管理事業の運営が、市及び財団双方にとってよりよいものとなっていくように、検討していくことは必要であると考えます。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
77	市民文化部	生涯学習推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ②指定管理業務について 【意見2】 指定管理者制度は、本来、指定管理者の経営努力により管理者の収益増加に繋がるとともに、それが次年度以降の指定管理料の減縮につながり、市財政の経費減縮が実現されるものである。</p> <p>しかし、同財団は、指定管理事業の中核である生涯学習推進事業を公益目的事業として行っているため、収支相償の原則により(公益認定法第5条第6号等)、その収入がその費用を超えないことが求められている。端的にいえば、指定管理事業において同財団は、「収益をあげすぎないようにしなければならない」ということである。</p> <p>この点、収支相償の原則といえども、単年度で必ず収支が均衡することまで求められるのではなく、中長期で収支が均衡すればよいため、全く収益をあげてはならないわけではない。実際、同財団においても、得られた収益は、翌年度等に講座や講演会等の社会貢献事業や施設の修繕などにより市民への還元事業を行っており、その意味で市財政の経費減縮に一定の貢献はしているといえる。しかし、やはり、純粋に利益を追求できないことから、指定管理料の減縮・市財政の経費減縮の観点では、その効果は限定的とならざるを得ない。</p> <p>以上のことから、久留米市においては、指定管理者を公益法人に指定する意義を、同財団においては、指定管理事業を公益目的事業とすることの意義(同事業の収益事業比率は26%程度であるから、収益事業として行うことも十分検討に値する。)を、十分に議論し検討していくことが望まれる。</p>	意見	<p>えーるピア久留米(生涯学習センター等)の管理運営については、公募による指定管理者制度の運用を図っており、公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団が指定管理者となりました。</p> <p>その選定にあたっては、①住民の利用に関する公平性の確保、②最大限の効用の発揮と経費の縮減、③物的能力及び人的能力の保持、④地域経済への寄与の4つの視点から総合的に評価をし、指定管理者選定委員会の審査を経て候補者の決定に至ったものです。</p> <p>従って、公益財団法人の指定に関しては、公の施設である当該施設を適正に管理運営させるためのこの基準方針に従い判断した結果であり、指定後は、適切に効果的なモニタリングを実施し、適正な管理運営を確保してまいりました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
80	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ③受託事業について 【意見5】 平成26年度の全業務委託契約書を確認したが、契約書について、十分なリーガルチェックを経ていないことが伺われた。 全業者について、契約の法的性質は異なるため、契約ごとに、契約解除条項や損害賠償条項、再委託に関する条項について異なる契約内容とする合理性は乏しいと思われるにもかかわらず、前記各条項について、契約ごとに内容が異なるものが散見され、その内容も財団にとって不利であったり、内容に合理性が乏しいと思われたりするものがあつた。 具体的には、損害賠償条項に関して、財団からの損害賠償請求を「直接損害」に限定するものがあつたが、損害賠償責任は、「間接損害」であっても例外的に認められる場合があるとするのが判例であるから(例えば、経済的同一性が認められる場合や損害の肩代わりをしたと評価できる場合等)、これらの損害賠償請求を一律に封じる条項は財団にとって不利である。 再委託に関する条項に関しては、再委託を無条件に認める条項があつたが、再委託は無条件に認めるべきではない。ヒアリング結果によると、実際には、必ず市と協議を行い、無条件で再委託を行うことはないとのことであつたが、そうであれば、なおさら、契約書において、無条件で再委託を認める条項を入れるべきではない。 また、どの契約においても、秘密保持条項は設けられてはいたが、単に「機密情報」あるいは「秘密」などと記載するだけで、その定義がなく、保護されるべき情報の範囲が不明確なままとなっており不適切である。 したがって、契約締結においては、その契約書について十分なリーガルチェックを受けることが望まれる。</p>	意見	<p>財団では、全契約書の内容を確認し、そのうち1事業所がご指摘の契約解除条項や損害賠償条項、再委託に関する条項が他の事業所の契約と異なっていたため、当該事業所と協議し、変更契約を締結しています。 また、秘密保持条項については、市の契約書の内容を踏まえ、対応いたします。 「措置方針を決定」</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
80	健康福祉部	保健所健康推進課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 3.公益財団法人 久留米市生きがい健康づくり財団 3 監査の結果 II 意見 ⑤事業全体について 【意見6】 上記(2)③で述べたとおり、同財団の自主事業比率は、0.7%～1%と極めて低く久留米市に対する財政支出依存比率は、82%～91%と極めて高い。 このように、同財団自体には収益性はほとんどなく、その財政は、ほぼ久留米市によって維持されており、財政支出依存比率だけからみれば、同財団は実質的に久留米市の一部ではないかとの評価も成り立つ。 したがって、久留米市が行うのではなく、あえて同財団をして事業を行わせる意義、すなわち、当該事業実施の必要性、事業の効率的・効果的実施及び経費削減双方の観点から同財団に当該事業を行わせることの有用性が積極的に示される必要がある。 この点、指定管理事業については、【意見2】で述べたとおり、事業実施の必要性及び(経費削減の観点からは限界はあるものの)同財団が指定管理者として実施することの有用性があるものと評価できる。 一方、その他の事業について事業実施の必要性の評価を直ちに行うことは困難である。上記(2)⑤で述べたとおり、健康診断や予防接種を含む健康推進事業以外は、その利用人数等や実施回数は多いとはいえ、市民のニーズが高いとはいえない事業もあるが、保健衛生事業や子育て支援事業は、市民のニーズに関わらず後見的行うべき性質も併せ持つため、数字だけでは判断し難い。いずれにしても、必要性が肯定される場合には、久留米市ではなく、同財団をして当該事業を行わせることの有用性について、事業の効率的・効果的実施及び経費削減双方の観点から積極的に示されなければならない。 今回、事業計画書・事業報告書等を確認した限りでは、これらについての分析・検討を踏まえた有用性がより示されることが望まれるため、改めて、受託事業全体について、同財団に委託する有用性について上記視点から十分に分析・検討した結果を事業計画書や報告書等において積極的に示すことが望まれる。</p>	意見	<p>現在、久留米市生きがい健康づくり財団は、市の委託を受けて生涯学習推進事業、児童健全育成事業及び学校施設整備事業を実施しています。 どのような事業を委託して実施するかは、市を取り巻く環境、市の組織体制や財政状況、事業の性質や経緯等を勘案して決定されます。また、その業務の性質によっては、一定の公益性を維持して実施することが望ましいものもあると考えられます。 このことを踏まえると、平成2年度以降、長年にわたり培ってきたこれらの事業のノウハウや専門資格を持つ職員を有する同財団が、上記の事業を受託して実施することには、一定の有用性があると考えられます。 なお、事業計画書や事業報告書は、当該事業年度において実施する事業を明確にするため、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて作成するものでありますが、法律の趣旨に照らして的確なものとなるように努めていく必要があると認識しています。</p>
94	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ②久留米サイクルファミリーパークについて ア. 広報・情報発信の強化 本財団のHPにはサイクルファミリーパークのページがあるが、内容をもっと充実させる必要があるのではないか。 おもしろ自転車・わんぱく童夢館など本施設の特徴をもっと広くPRすべきである。</p>	意見	<p>財団のHPにおいて、施設の写真を増やすとともに、令和2年度には特集記事でも紹介するなど、情報発信を強化しました。また、イベント等の情報もSNSで積極的に発信しております。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
95	商工観光労働部	観光・国際課	第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ③ 広報活動について 日本の観光が海外からの観光客を取り込もうとしている中、HPの整備は図られている。しかしながら、10年以上前の外国語パンフレットで外国人来訪者や海外マスコミ・旅行エージェントに対応している状況はいかがなものか。海外からの観光客誘致をすすめるため、HP等の強化をはかるとともに、最新の情報が充実した外国語の観光パンフレット等作成が必要ではないか。	意見	平成28-29年度に5言語の観光パンフレットを作成しプロモーションに活用しています。また、訪日外国人に人気の高い観光農園の情報サイトを平成29年度に多言語化しました。なお、令和元年度にはHPの全面リニューアルも実施しています。
95	商工観光労働部	観光・国際課	第5章 各外郭団体別 各論 4.公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会 6 監査の結果 (2)意見 ⑥ 全体 久留米観光コンベンション国際交流協会で行っている事業が多岐に渡っているが、その強みを活かすためにも各部門の横の連携をもっと強めて、観光とコンベンション、国際交流のシナジー効果を最大限に発揮する体制を整備することも必要ではないか。	意見	平成29年度から各部門の管理職の会議を開始し、情報共有や事業連携を図ることにより、各事業がより効果的かつ効率的に展開できる体制を整えました。
108	市民文化部	文化振興課	第5章 各外郭団体別 各論 5.公益財団法人 久留米文化振興会 3 監査の結果 (2)意見 ② 平成26年度において、原則として競争入札が必要となる1,000,000円以上の修繕・請負工事は6件であったが、実際に入札が行われたのはそのうち1件のみであった。競争入札が行われなかった理由としては、舞台装置の場合は高い専門性を必要とし、修繕を行う事が出来る業者が限られているためであるとの事であった。但し、この場合、同一の業者(A社)がずっと工事を受注し続ける事になってしまう。この状態が長期間継続することは、不正を生じさせる原因にもなりうると思われる。その他、緊急の必要性から入札を行わなかった工事も存在していた。 久留米文化振興会は設備の維持のための修繕工事代金が多額になるため、例えば、例外的に入札を行わない工事契約については修繕工事に関する深い知識を持った外部の専門家に毎年チェックを受ける等、不正が生じない仕組みをさらに構築していく必要があると考える。	意見	施設の管理運営を行っている(公財)久留米文化振興会に措置状況等を確認したところ、『工事等の業者選定は、競争入札が基本であると認識しているが、特に舞台装置などの高い専門性を必要とし、業者が限定されるような案件については、結果として随意契約になることもある。ただ、そのような案件であっても、できるだけ金額や修繕内容の妥当性等を客観的に確認する必要があると考えている。』ということであり、発注に関して、久留米市の営繕部局への技術支援依頼や、他の市内公共施設との情報共有などを通して、可能な限り修繕の妥当性を確保していく取り組みを行っていく。同団体の所管課である文化振興課としても営繕部局や市内公共施設との橋渡しを行うなど連携・協力して対応してまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等																
129	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ③ 随意契約において、合理的な理由がなかった事案 随意契約を行うには合理的な理由が必要である(経理規程70条)が、ホームページ作成業務委託契約において、合理的な理由を確認できない決裁書があった。随意契約の経緯としては、契約担当者が契約の2年ほど前から委託業者を探しており、明らかに現在の契約先が信頼でき、金額的にも安価であるという判断があったとのことであった。ただ業務委託先は、市が出資している会社であるため、様々な誤解を招きかねない。規程に則り、2社以上の見積もりをとって決裁を行うか、随意契約にするための合理的な理由を記載するなど適切な処理をすべきであった。今後注意を要する事案である。	指摘	今回のホームページ作成業務の契約締結については、新たに整備した経理規程に則り、2社見積もりを取るなど、適切な処理に努めます。 「措置方針を決定」																
131	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (1) 指摘事項 ⑧ 退職手当積立預金等と退職給与引当金における乖離について 下表は、退職金のために支払うべき額(②退職給与引当金)、とその支払のために積み立てている額(①退職手当積立預金等)の過去3年の推移である。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>平成26年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①退職手当積立預金等</td> <td>88,724,146</td> <td>77,735,566</td> <td>65,798,716</td> </tr> <tr> <td>②退職給与引当金</td> <td>137,112,720</td> <td>126,756,960</td> <td>128,724,435</td> </tr> <tr> <td>③差額(①-②)</td> <td>△ 48,388,574</td> <td>△ 49,021,394</td> <td>△ 62,925,719</td> </tr> </tbody> </table> ③の差額が退職金の積立不足であるが、平成24年度と比較すると減ってはいるが未だその差は大きい。これは、合併前の1市4町の社会福祉協議会で異なっていた退職給付の制度をそのまま引き継ぎ、現在に至っていることに大きな原因がある。 このままだと、今後ますます退職手当積立預金等と退職給与引当金の差額は大きくなっていくであろう。 まずはこの問題を市と市社会福祉協議会とが認識しなければならない。短期間での解決は難しいと思われるが、互いに協力し合い、将来的な解決策を探るべきである。	勘定科目	平成26年度	平成25年度	平成24年度	①退職手当積立預金等	88,724,146	77,735,566	65,798,716	②退職給与引当金	137,112,720	126,756,960	128,724,435	③差額(①-②)	△ 48,388,574	△ 49,021,394	△ 62,925,719	指摘	指摘事項については、市当局にも問題点を認識いただいております。今後とも退職積立預金の適正な水準や確保等について、市と協議を行ってまいりたいと考えています。 「措置方針を決定」
勘定科目	平成26年度	平成25年度	平成24年度																		
①退職手当積立預金等	88,724,146	77,735,566	65,798,716																		
②退職給与引当金	137,112,720	126,756,960	128,724,435																		
③差額(①-②)	△ 48,388,574	△ 49,021,394	△ 62,925,719																		
131	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2) 意見 ① 予算と実績の乖離について 人件費が予算と実績で乖離する理由としては、新たな人材を採用予定で予算作成を行っているが採用に至らず、欠員が生じることが主な原因であり、それに連動して補助金収入にも乖離が生じてしまう。また受託金収入が予算と実績において乖離する理由は、要介護支援認定調査事業における職員の労働時間の予測が困難であることが主な原因である。 乖離の理由は理解できるが、3年連続で予算と実績の乖離があることについては望ましいこととはいえないため、できるかぎり縮減するような予算編成を期待したい。	意見	予算編成時期に市と十分な協議等を行い、適切な人材の確保と業務量の正確な把握等に努めることにより、予算と実績の差が縮小するよう努力してまいりたいと考えています。																

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
131	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2)意見 ② 中長期的な経営計画を有していないことについて 市社会福祉協議会の財源は、市からの補助金や委託料が大部分を占めているため、構造的に中長期的な経営計画を立てることについて、困難な面があるのは理解できる。 しかし一方で、市社会福祉協議会が、地域福祉推進の中核を担う団体として、その役割を果たしていくためには、今後進むべき道を明らかにし、その目標達成のため何を行うべきかを明確にする必要があると思われる。将来的な市社会福祉協議会のビジョンを明確にして、人材育成や財源確保といった経営基盤の強化を図り、効率的な事業遂行を行うためにも、最低限、一定の中長期的な視点をもった運営を行っていくことは必要といえる。 また、福祉活動の推進及び総合福祉センター等施設設備に資することを目的に地域福祉振興基金が248,248 千円積み立てられているが、その今後の運用等についてもあわせて検討することが望まれる。	意見	ご意見のとおり、経営計画については公費依存が非常に高く、難しい状況にあります。 しかしながら、今回の社会福祉法の改正等により、保有する財産や基金積立金の使途等について説明責任が強化されておりますので、地域の状況などを踏まえ適切な資金計画による運営と計画的な再投資等ができるように中長期的な視点をもった運営に取り組んでまいりたいと考えております。
131	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2)意見 ③ 存在意義と今後の課題について 市社会福祉協議会の目的と活動について、市民へのさらなる理解促進に努めていただきたいということである。現在、市社会福祉協議会への認知度については一定程度あるものの、その活動内容の理解については、年齢層や地域によってばらつきがあるのが現状である。より幅広い年齢層や地域への活動内容の理解の定着は市社会福祉協議会が地域福祉事業を行ううえで、財源への課題も含め、様々な面で有用となるはずである。そのためには、市社会福祉協議会の職員一人一人が市社会福祉協議会の存在意義を再認識し、その目的と活動を正しく市民に伝えていくことが必要と思われる。	意見	国においても地域共生社会を目指して、新しい地域包括支援体制の構築に向けた考え方が示されており、本会としても社会福祉協議会の使命及び存在意義を再認識し、高齢者、障害者や子どもをはじめ、地域で暮らす誰もがニーズに合った支援を受けられる支え合いの仕組みづくりを進めるために、市社会福祉協議会の活動を周知するためのパンフレットを作成・配布し市民への周知等を含めて職員一丸となり取り組んでいるところです。 また、組織体制については、市と継続的かつ適切に協議を行いながら、地域福祉における中心的役割が果たせるよう強化を行ってまいりたいと考えております。
131	健康福祉部	地域福祉課	第5章 各外郭団体別 各論 6.社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 3 監査の結果 (2)意見 ③ 存在意義と今後の課題について 市社会福祉協議会の存在意義のひとつでもある地域福祉を支える多様な主体の中心的役割を担うため、さらなる組織体制の強化に努めていただきたいということである。残念ながら現在の市社会福祉協議会ではその役割を担うほどの組織体制が整っているとはいえない面がある。当該課題を解決するには、多様な主体に対して適切な支援等を行える人材の確保や計画的な育成及び多様な主体とのネットワークの構築が不可欠と思われるため、当該課題解決のための対応を中長期的な視点を持って行っていただきたい。多様な主体の中心的役割を適切に担えるようになれば、行政に制度化するよう働きかけるべき重要な地域福祉の問題に数多く直面できるため、「橋渡し」という社会福祉協議会の存在意義にも直結する活動をより多く行えるのではないだろうか。	意見	国においても地域共生社会を目指して、新しい地域包括支援体制の構築に向けた考え方が示されており、本会としても社会福祉協議会の使命及び存在意義を再認識し、高齢者、障害者や子どもをはじめ、地域で暮らす誰もがニーズに合った支援を受けられる支え合いの仕組みづくりを進めるために、市社会福祉協議会の活動を周知するためのパンフレットを作成・配布し市民への周知等を含めて職員一丸となり取り組んでいるところです。 また、組織体制については、市と継続的かつ適切に協議を行いながら、地域福祉における中心的役割が果たせるよう強化を行ってまいりたいと考えております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
147	農政部	みどりの里づくり推進機構	第5章 各外郭団体別 各論 7.一般財団法人 みどりの里づくり推進機構 3 監査の結果 (3)評価(指摘ないし意見) II. 意見 ③事業全体について 【意見③】 同財団が実施している事業は、補助事業としての久留米市世界つつじセンターに関する事業(この一環として受託している久留米市世界のつばき館管理業務を含む)、指定管理事業としての久留米ふれあい公園事業及び道の駅ぐるめ事業であるところ、意見①でも若干触れたが、それぞれの事業内容がかなり異なっており、同一法人によってこれら複数の異なる施設を運営管理することによるデメリットは感じざるを得ない。 今後は、同財団をしてこれらの事業を行わせることの意義がより積極的に示されることが望まれるし、収益性の極めて低い事業と収益性の高い事業の双方を担うのであれば、収益事業から他の事業への繰り入れを積極的に行い、補助金や受託料を削減し、市財政の減縮に貢献することが望まれる。	意見	道の駅ぐるめの収益事業における収益については、みどりの里づくり推進機構と協議を行い、市に対して一定額を寄付することで、市の財政負担の軽減、農業振興に貢献していただくこととしております。
158	商工観光労働部	商工政策課	第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (1)指摘事項 ③ 互助会への貸付金について 互助会においては法人に対して年度ごとに会計報告を行い、運用益を毎年法人に還元するよう改善して欲しい。また、法人はこれに対する監査等を行うなどして、法人の資産である長期貸付金の適切な管理に努めて欲しい。	指摘	運用益の還元は、職員の異動や退職に伴う引継ぎがなされていなかったため、行っていないことが判明しました。ついては、監査を踏まえて令和4年度決算に併せて、還元いたします。 互助会への長期貸付金については、公益財団法人久留米地域地場産業振興センターの令和4年度決算監査の際に、併せて監査を行います。 「措置方針を決定」
165	商工観光労働部	商工政策課	第5章 各外郭団体別 各論 8.公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 3 監査の結果 (2)意見 地場産くるめは、現在収益事業たる貸し館事業と市からの補助金により、おおむね収支のバランスを保っている。これが、今後建物の老朽化で収益事業の収入が減額していけば、その分今以上に補助金に頼らざるを得ない状況となるであろう。その上、数十年後に建物の耐用年数が到来すれば、建物建て替えの問題が浮上してくる。そのときに、果たして現在の場所に同様の施設を建て替えるのか、それとも現在の収益事業である貸し館事業は終了し、公益事業を別の場所へと移すのか。もしくは地場産くるめを解散し、その機能を久留米市へと移すのか。 これらの問題は地場産くるめの存続にかかわることのみならず、久留米地域の産業、文化の存続と発展に関わることであるから、先延ばしせずに法人の今後の方針をしっかりと考えて欲しい。	意見	建物の老朽化に対しましては、減価償却積立預金を行い、計画的に設備改修等を行うなどの対応をしているところでございます。 しかしながら、ご意見のように、当該建物の耐用年数が到来した際、建て替えるか、事業を見直すのか、などといったことにつきましては、地場産くるめの設置目的を踏まえ、また当該時期における地場産くるめの経営・財務状況、要員等も勘案した考え方の整理が必要であると考えております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等												
184	商工観光労働部	労政課	第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ①当法人の代表が非常勤であることについて 思うに法人等の代表が行うべき役割は、法人等の財政状態や経営成績について常に正確に把握し、その状況に応じた的確な対応を適時に行うことである。だとすれば、少なくとも会長は常勤者を配置することが望ましいといえる。	意見	この件については、他の外郭団体との関連もあり、必要に応じて久留米市及び他の団体と協議のうえ対応していきます。												
185	商工観光労働部	労政課	第5章 各外郭団体別 各論 9.職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ④設備改良積立金の積立について 平成27年3月31日現在において、設備改良積立金として77,673千円が計上されている。 下表は当該積立金における取崩計画である。 (単位:千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>計画している工事</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全館ブラインド改修</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>②新館空調設備改修工事</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>③照明LED化未定</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>④駐車場アスファルト工事</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>⑤受配電設備改修工事</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> 計画上では、20,000千円分(未定分を除く)しか確認できず、ヒアリングで計画に記載している工事以外で防水工事(10,000千円)等があるとの説明を受けた。外郭団体の積立は、活用する前提があつてなされるはずである。77,673千円の当該積立金の正当性を主張するならば、さらに精緻な設備計画を作成する必要があると思われる。	計画している工事	金額	①全館ブラインド改修	3,000	②新館空調設備改修工事	7,000	③照明LED化未定	未定	④駐車場アスファルト工事	7,000	⑤受配電設備改修工事	3,000	意見	令和元年度に今後30年間の改修予定に関する「改修等年次計画表」を市が作成し、大規模修繕工事については市が計画的に実施することとしました。当法人の設備改良積立金については令和元年度に他の積立金と統合の上、令和3年度に全額取り崩しを行いました。
計画している工事	金額																
①全館ブラインド改修	3,000																
②新館空調設備改修工事	7,000																
③照明LED化未定	未定																
④駐車場アスファルト工事	7,000																
⑤受配電設備改修工事	3,000																

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
186	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 9 職業訓練法人 久留米地区職業訓練協会 3 監査の結果 (2)意見 ⑤存在意義、組織の継続性等について</p> <p>まず、この中長期事業計画書を実現可能な計画として数値化し、予算と実績の差異について随時分析を行うことを提案したい。この中長期計画事業書には、文書のみでの計画書となっており、数値目標が示されていないため、数値的な目標設定が必要と思われる。数値的な目標は、多額の予算と実績の差異が出た場合にその原因を追及することで、今後の経営課題について有効な議論ができる重要な材料となり得るため、中長期計画書の数値化はぜひ実行していただきたいと考えている。</p> <p>次に、予算の精緻化についての要望もここで改めてあげておく。当法人担当者に今後の計画についてヒアリングしたところ、平成28年度より事業収益等を実績ベースで計算した予算を作成しており、その予算上、財政調整引当資産を取り崩さない計画とのことであった。精緻な予算であればこそ実績との差異分析にも大きな意味がある。当該予算が精緻なものであるよう期待したい。</p> <p>最後に、市の外郭団体としての当法人のあり方についての要望をあげる。今後自主訓練等について補助金の増額が見込めないことについて当法人関係者は十分に理解されている。いかに外郭団体として存在意義があっても、市の補助金に大きく依存した経営構造では、その存続について議論されてもやむを得ない。中長期事業計画書にもあったが、補助金対象ではなく、民間企業では受託が難しい自主事業等の充実を図り、当法人の自立化を可能なかぎり図っていただきたい。当法人の自主事業に必要な財源を確保し、その上で市の行政解決の一翼を担っていければ、市の外郭団体としてさらにその存在意義が大きくなるものと思われる。</p>	意見	<p>求職者及び在職者の能力開発を行うため、地域の職業訓練の拠点である「久留米地域職業訓練センター」を有効に運営できるよう、経営方針・事業計画及び予算の策定や実績の評価については、設定する数値目標を含め、当法人と十分に協議してまいります。</p> <p>また、その安定的な事業推進に向けた経営基盤の確立を図るべく、受講者数が少ない講座の中止・集約を行うとともに、地元企業等の要望を取り入れながら時代のニーズに合った講座を充実させることにより、当法人が担うべき役割を果たせるよう努めてまいります。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
199	商工観光労働部	労政課	<p>第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ①加入促進への課題 イ. より柔軟な会員加入促進ができないか 現状では、 ・年間借り上げ保養施設をK-net で借りる。 ・各地の宿泊施設は現地のK-net 加入のサービスセンターに交渉してもらい、K-net みんなで使う。 ・K-net として契約した施設の中から選んで会員に提供するか決める。 ・施設から卸価格で出してもらって、その卸価格を会員に負担してもらう。 ・会員以外の人が使っていないかを確認する。 ・当法人はホークス年間シートを購入している。30 席程度なのでクライマックスや日本シリーズなどのプレミア券も優先的に購入が可能である。 ・うどんフェアなどの各種イベントを行っている。 したがって、K-net のスケールメリットを活かして、さらなる共同事業を行い、魅力あるサービスを提供し、会員への加入促進につなげる必要がある。 久留米広域勤労者福祉サービスセンターと久留米観光コンベンション国際交流協会との連携を図り、つつじマーチの会員への割引、久留米シティプラザが出来れば、久留米観光コンベンション国際交流協会との連携も考えられたい。例えば、久留米観光コンベンション国際交流協会と組んでうどんフェアとかの際にPR するなどすると加入促進が図れるのではないかと推察する。企画毎の収支とか、利用割合とかチケットの管理するのはもちろん大事であるが特にうどんフェア等は地場企業と連携して会員を優先するなど様々な趣向を検討することも可能ではないだろうか。 さらに、商工会議所との情報交換や筑後と八女の雇用問題促進協議会と連携し加入促進を深耕することも必要ではないか。</p>	意見	<p>会員の加入促進をするためには、魅力ある事業の実施と当センターの認知度を上げる必要があると考えております。 今年度は、当センターの会員募集のチラシを作成し、エリア内の各市町での配布、各商工会議所・商工会などの関係機関の広報誌に折り込むなど、当センターの周知と会員の加入促進に努めております。 また、久留米観光コンベンション国際交流協会、地場産センターなどと連携しながら事業を行い、加入促進を図っているところであります。 その結果、令和4年12月現在で約14,500人の会員数となり、令和5年度末までの目標会員数13,000人を上回りました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
199	商工観光労働部	労政課	第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ①加入促進への課題 ウ. より積極的な広報方法が必要ではないか。 現在では、 ・久留米市で商工ニュースを出しているののでそこに掲載してもらおう。 ・現在の会員からの紹介を期待して、センターのチラシを現在の会員に配っている。 ・ロコミが中心となっている。紹介してもらったら入会者1名につき1000円(上限あり)の報酬を支給することによって紹介を促進している。 ・2ヶ月に1回ニュースを発行している。パンやうどんなどのフェアを始めた。 ・(一社)福岡県中小企業家同友会と覚書を締結し、加入促進活動を協力して行っている。 このような情報発信だけでは事業内容が十分周知されていないのではないだろうか。利用者間に格差が生じていないだろうか。 ガイドブックもHPに掲載されているが、判読するのに煩雑ではたして会員が利用しやすく作成されているだろうか。例えば、給付制度に関しては、弔時慶時で明確に判断できるので比較的利用しやすいが、クーポンなどの割引制度を活用するとき会員であることのメリットがより大きいものはどんな時があるいは魅力的な場所などは相談なくして判断できないのではないかとと思われる。また、会員などからのHPについての効果測定がされていないし、会員からのよかった悪かったなどの意見などのフィードバックなどもなされていない。	意見	会員がサービスを利用する際に、サービスの内容が判断しやすいように、ガイドブック、ニュースの作成に注意し、さらにより魅力的なサービスの提供を心掛けております。 また、HPについても、共同で運用しているK-netと協力し、会員が利用しやすいように情報の更新、改善を行っています。令和4年度にはHPを分かりやすく改良し、WEBからの事業の申込みが約80%になるなど、利便性向上が図られています。 今後とも会員への積極的な広報に努めてまいります。
200	商工観光労働部	労政課	第5章 各外郭団体別 各論 10.公益社団法人 久留米広域勤労者福祉サービスセンター 2 監査の結果 (2)意見 ②当法人の存在意義についての検証 設立趣旨からして、勤労者に対する福利厚生等の各種事業を実施するとある。ところで厚生労働省が毎年実施している「就労条件等総合調査」や日本経団連の実施している「福利厚生費調査」を参照すると、事業者と勤労者とのニーズの乖離が見られる(次頁参照:近年の福利厚生の現状と今後の方向性での重点分野の乖離 西久保浩二山梨大学教授著)。そこでそのギャップを埋めるのが当勤労者福祉サービスセンターではないだろうか。なぜなら、大企業ですら福利厚生を総合型アウトソーシングとして従業員選択型のカフェテリアプランを採用しているにもかかわらず、中小零細企業では当然そのような余力はないからである。 当法人へのヒアリングでは、民間企業も同種事業を行っているが、民間企業は大企業向けかつ収益性のみ考慮されているのに対し、当法人ではきめ細やかさ、小回りで優位性があるということであった。しかし、家計での負担感の大きい「住宅」や高齢社会を迎えて社会保障への不安が高まる中で「生活保障(医療、年金、介護)」への関心は高まるばかりであるのに、当センターでは、将来補助金なしで運営されるという計画があるのであるなら、この労使ギャップを埋める対応こそが、会員にとってより魅力的なものにし、ひいては地域経済に貢献するものといえるのではないだろうか。	意見	福利厚生に対するニーズを把握することは、非常に重要であると考えています。その中で、「住宅」や「生活保障」に直接的に当センターがサービスを行うことは難しいですが、住宅メーカーとの特別割引契約や保険会社との保険の団体割引契約等のサービスを充実させ、会員に対するサービスをより魅力的なものにしていきたいと考えています。 今後も、地場企業を活用したフェアなどのクーポン利用を行い、民間の福利厚生団体事業者では難しい、安心して利用できる近場で会員の皆様が利用しやすいサービスの提供に力を入れてまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
213	商工観光労働部	労政課	第5章 各外郭団体別 各論 11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター 3 監査の結果 (2)意見 ① 消費税の申告書を平成24年度から平成26年度までの3事業年度分確認した結果、毎事業年度、更正の請求による還付や修正申告による追加納付が生じていた。 その原因は、単純な計算誤りや転記誤りだけではなく、消費税の課税区分の誤りや適用する税率の誤りもあった。これらの誤りをなくすためには、消費税法に関する深い知識が必要になってくる。今後消費税率が10%になり、軽減税率が適用されることになると、今以上に複雑な処理が必要になると予想される。経理的基礎が確立している事を要請される公益社団法人である以上、会計事務所と顧問契約を結び経理指導を受ける事を検討してみてはどうかと考える。	意見	公認会計士と顧問契約を行っている福岡県シルバー人材センター連合会より、会計処理の指導・助言を受けており、定期的に連合監査指導も行われています。また、会計研修会等も定期的に行われているため、職員のスキルアップを図ると同時に、連合会の助言指導による対応を行います。
213	商工観光労働部	労政課	第5章 各外郭団体別 各論 11.公益社団法人 久留米市シルバー人材センター 3 監査の結果 (2)意見 ② シルバー人材センターは、本部の土地と建物、西部出張所の建物、及び東部出張所の建物につき久留米市と使用貸借契約を締結し、無償で借り受けている。無償となる根拠は、久留米市の条例の規定によるものである。したがって、使用の実態は計算書類に反映されていない。通常であればこれらの不動産の賃借料を支払う必要があるため、仮にその分の受取補助金が増額されたとしても「賃貸借契約」に切り替え、支払賃借料を計上する事で計算書類に不動産使用の実態を反映させる事を検討してみてはどうかと考える。そのようにする事によって、久留米市がいくらの財政支出を行っているかをより正確に把握する事が可能となる。	意見	毎年久留米市と行政財産使用許可申請書を提出し、使用貸借契約書を取り交わしており、久留米市の条例規程に基づき無償貸与となっております。このため計算書類には計上しておりません。なお、民間からの賃貸借分については計上を行っています。
221	都市建設部	公園土木管理事務所 公園緑化推進課	第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (2)意見 ② 久留米市の公園及び緑地管理の一元化を検討すべき。 指定管理者として維持管理を行っている公園300箇所以外に、公園施設等管理事業、緑化普及啓発事業として個別に業務委託契約を結んでいるものが平成26年度で以下のようにある。 個別の業務委託は公園と公共施設に隣接している緑地を主管する部局が業務委託契約の契約事務を行っている。市の一部の部局には造園職などの専門職が配置されているが、他の部局においては必ずしも専門的な知識を有する者が配属されている訳ではなく、維持管理レベルが統一されていない状況である。また、このことは契約事務の効率性の低下にもつながっていると思われる。 公共施設の管理は担当部局毎に行われているが、公園及び公共施設の緑地管理に関しては一元管理する部門を設け専門職を配し設計・発注・検証・見直しまでのPDCAサイクルを実施することで市民サービスの向上が図られ、事務の非効率性の解消が図られると考える。	意見	本市における公園や広場など都市公園以外の類似施設については、各管理者が法令や条例等に基づき、施設の設置目的に応じた維持管理を行っています。各管理者が緑地管理について専門的な知見を必要とした場合には、造園職が在籍する部署が施設の規模等に応じて、管理手法や設計積算などについての的確な助言を行う体制を講じています。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
222	都市建設部	公園緑化推進課	第5章 各外郭団体別 各論 12.公益財団法人 久留米市都市公園管理センター 2 監査結果及び意見 (2)意見 ③ プール事業について受託の効果を検討すべき。 プール事業については、市民流水プールが鳥類センターの隣に設置されているため閉鎖期間中の管理上の便宜もあるため久留米市の依頼で運営を受託している。運営費は利用料収入と市からの補助金を充当している。実際の運営は警備業の免許を持った久留米市の指定業者に再委託している状況である。プールの利用料は天候に大きく左右される。また、平成26年度より市内の小学校の夏休みが1週間ほど短縮されたため収入は大幅に減少している。プール事業単独の経常増減額は5百万円の赤字となり、事業全体の財務を圧迫している。鳥類センターに常駐しているのは2、3名でありプールの運営には直接関与しおらず監視の目は届きにくい。もともと鳥類センターには学術教育の面から公益性が強く、市からの補助金で運営することで収支相償の考え方に合致しているが、プール事業については天候等の外的要因で収入に変動があり収支相償の考え方になじまないと思われ、利益を出さないような利用料や補助金の設定では経営を圧迫する事態に陥りかねない。警備業の資格を有する事業者に再委託をしている現状からみても事業の受託の可否を再検討すべきである。	意見	市民流水プールは、市民の心身の健康増進を図る施設として、隣接する鳥類センターと併せて都市公園法第5条第2項に基づく管理許可により、公益財団法人都市公園管理センターで一体的に管理及び運営を行っていただいております。当面は現状を継続したいと考えておりますが、市としても経営面における指導や助言に努めてまいります。
229	市民文化部	体育スポーツ課	第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ⑦ 経理規程の内容が適切でない。 ア. 出納責任者の定めがない。 経理規程第4条には出納員等の定めがあり、出納員は金銭及び物品の収納、保管その他の会計事務を行うことになっており出納責任者を定めていない。 金銭の出納は出納責任者の承認をもって出納員が行うようになっていなければ牽制が働かない。少人数の組織では業務分掌に限界があるため出納責任者の責任はとくに重要である。経理規程には出納責任者が誰であるのかを明確にし、不正や誤謬の発見・防止が機能するようにすべきである。	指摘	ご指摘のとおり、「出納責任者」の設置については、経理規程のR1年度改正で対応しております。
229	市民文化部	体育スポーツ課	第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1)指摘事項 ⑦ 経理規程の内容が適切でない。 イ. 経理規程第24条には固定資産の範囲が取得価格20万円以上とされているが、法人の規模からして高すぎる。税務上、原則として固定資産に計上すべきは取得価額が10万円以上の資産である。会計上は固定資産に計上して台帳による管理を行うべき最低の金額は法人の規模や固定資産の数によって決めるべきである。税務に合わせて10万円以上の資産を固定資産にするか、公益法人であれば法人税は課税されないで法人の規模を考えてそれ以下の金額(例えば5万円)に下げて管理することも考えられる。いずれにしても現行の取得価格20万円以上のものを固定資産にすることは適切ではなく改めるべきである。	指摘	ご指摘については、R1年度に10万円以上に改正し対応しております。

平成27年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況
 外郭団体の財務に関する事務の執行について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
230	市民文化部	体育スポーツ課	第5章 各外郭団体別 各論 13.公益財団法人 久留米市体育協会 2 監査結果及び意見 (1) 指摘事項 ⑦ 経理規程の内容が適切でない。 ウ. 決算に際して作成すべき決算書類及び附属明細書の記載に誤りがある。 経理規程第29条に作成すべき決算書類及び附属明細書として以下のものが記載されている。 (1) 事業報告書 (2) 収支計算書 (3) 正味財産増減計算書 (4) 貸借対照表 (5) 財産目録 (6) 損益計算書 公益法人会計基準(平成20年基準)に準拠して以下のように改めるべきである。 (1) 貸借対照表 (2) 正味財産増減計算書 (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書 (4) 財産目録 なお、実際に作成されている財務書類は、このとおりになっているので経理規程の記載のみを改めれば足りる。	指摘	ご指摘については、公益法人会計基準に準じて経理規定をR1年度に改正し対応しております。
243	教育部	学校保健課	第5章 各外郭団体別 各論 14.久留米市学校給食会 4 監査の結果 (2) 意見 ② 物資購入について 無農薬、減農薬でまとまった数量を安定的に供給できる業者は限定的であることは理解できるが、めぐみの里は広川町の業者であり久留米市外であることからもっと広範囲から業者募集を行い競争入札を原則とされるよう望む。	意見	学校給食の趣旨から、食料の生産、流通及び消費等について、子ども達に正しい理解が得られるよう、生産者や納入業者の顔が見える市内業者からの納入が望ましいと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、できる限り購入価格に競争原理を働かせるなど、適正な価格・品質の食材の購入に努めてまいります。